

ロタウイルスワクチン定期予防接種にあたって

☆接種される前に必ずお読みください☆

【ロタウイルス感染症とは？】

ロタウイルスは、世界のどこでもみられる、主に5歳未満の乳幼児に多くみられる急性胃腸炎の原因ウイルスです。主な症状は下痢・嘔吐・発熱などで、ときに脱水、けいれん、肝機能異常、腎不全を、まれですが急性脳症等を合併することがあります。年齢にかかわらず何度でも感染発症しますが、乳児期での初感染が最も重症で、その後感染を繰り返すにつれて軽症化していきます。

【ワクチンについて】

ロタウイルスワクチンは口から飲むワクチンで、ヒトロタウイルスを弱毒化した経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（以下、1価ワクチン：ロタリックス）とウシ・ヒトロタウイルスを再集合させた5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（以下、5価ワクチン：ロタテック）があります。両ワクチンとも、ロタウイルス感染による胃腸炎を約80%予防し、重症ロタウイルス感染症の約95%を予防する効果があります。

ロタウイルスワクチンの1回目接種後1週間以内には、腸重積症を発症するリスクが上がります。ロタウイルスワクチン接種後に、周期的な不機嫌、腹痛、反復性の嘔吐や激しい泣き、血便のうちどれか1つでも認められたときは、腸重積症の可能性を考え、速やかに医師の診察を受けるようにしてください。

ワクチン名	ロタリックス	ロタテック
接種時期	生後6週0日から24週0日まで	生後6週から32週0日まで
	※どちらのワクチンも、初回（1回目）は生後2か月から生後14週6日までに接種をします。	
接種回数	2回接種（27日以上の間隔をあける）	3回接種（27日以上の間隔をあける）
成分の違い	生ワクチンは、弱毒ウイルスを感染させて、免疫をつけます。	
	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（1価） 通常ヒトに感染する、ヒト由来ロタウイルスを弱毒化したウイルス（1種類）	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（5価） 動物由来のロタウイルスに、ヒト由来ロタウイルスの遺伝子の一部を入れ替えて、ヒトに感染できるようにした弱毒ウイルス（5種類）
予防効果	どちらのワクチンも有効性は同等と考えられています。日本で流行しているロタウイルスの株（タイプ）のうち、95%以上をカバーします。ロタウイルス胃腸炎としては、発症そのものを7～8割減らし、入院するような重症化は、そのほとんどが予防できます。	
接種後の注意	どちらのワクチンも、接種後（特に1～2週間）は腸重積症（後述）の症状に注意し、症状がみられた際には、すみやかに接種した医療機関を受診してください。	

【ワクチンを接種する前】

接種後の吐き出しを避けるため、接種直前（30分以内）は授乳を控えることをお勧めします。上手に飲めるよう、医師、看護師の指示に従ってください。なお、ワクチンがうまく飲めなかったり、吐いたりしてしまった場合でも、わずかでも飲み込みが確認できていれば、ワクチンの効果に問題ありませんので、再度接種する必要はありません。

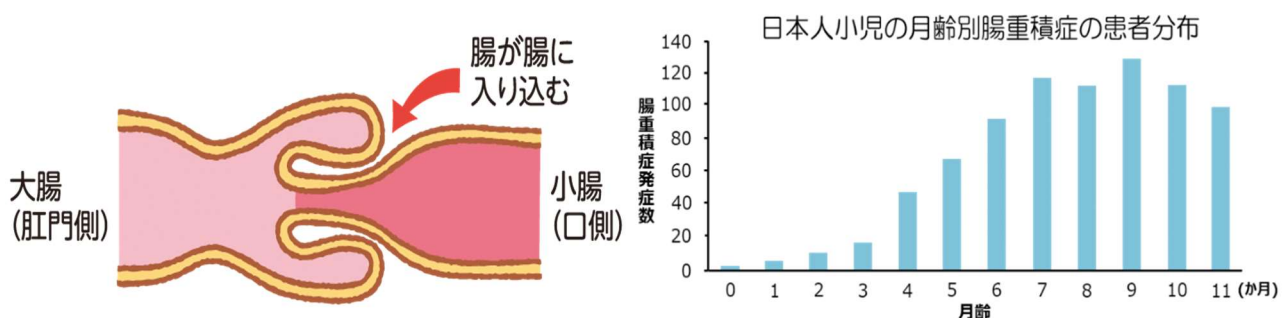
裏面もご覧ください

【ワクチンを接種した後】

接種直後は、医療機関で 30 分ほど様子を見てから帰宅してください。ワクチン接種後 2 週間ほどは、赤ちゃんの便の中に、ワクチンのウイルスが含まれることがあります。おむつ交換の後など、ていねいに手を洗ってください。高熱、けいれんなど、異常を感じた場合は、すぐに医師の診察を受けてください。

【腸重積症について】

腸重積症とは、腸が腸に入り込み、閉塞状態になることです（下図）。0 歳児の場合、ロタウイルスワクチンを接種しなくても起こる病気で、もともと、3～4 か月ぐらいから月齢が上がるにつれて多くなります（下のグラフ）。早めに接種を開始し、完了させることがすすめられています。



腸重積症は、手術が必要になることもあります。発症後、早く治療すれば、ほとんどの場合、手術をせずに治療できます。以下のような症状が一つでも現れたら、腸重積症が疑われます。

- 泣いたり不機嫌になったりを繰り返す
- 嘔吐を繰り返す
- ぐったりして顔色が悪くなる
- 血便がでる

このような症状に気づいたら、すみやかに接種した医療機関を受診してください。接種した医療機関とは別の医療機関を受診する場合は、このワクチンを接種したことを医師に伝えてください。

【接種できない場合】

明らかに発熱（通常 37.5℃以上）している人や、重度の急性疾患にかかっている人、過去に同じワクチンで強いアレルギー反応が出た人は、接種することができません。また、未治療の先天的な消化管障害のある人や、過去に腸重積症をおこした人、重症複合型免疫不全（SCID）のある人も、接種できません。このほかにも、接種を中止したり、延期したりしたほうがよい場合もありますので、予防接種を受ける日には、あらかじめ予診票を記載して受診し、医師と相談してください。

【健康被害救済制度について】

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害を生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

定期予防接種後の副反応等が生じた場合には、下記までご連絡ください。

問い合わせ先：関川村 健康福祉課 健康推進班

電話 0254-64-1472（直通）